

お客さま各位

「手形・小切手の最終振出期限の設定等」について

平素より秋田信用金庫をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みの一環として、「手形・小切手の最終振出期限の設定等」を下記の通り実施いたします。

今後、手形・小切手に代わる決済方法については、インターネットバンキングや電子記録債権（でんさい）の利用など、電子的決済手段への移行をご検討いただきますようお願いいたします。

当金庫は、今後もお客さまにご満足いただけますよう、サービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 実施内容

(1) 手形・小切手の最終振出期限の設定

**最終振出期限 2026年9月30日（水）**

\* 2026年10月1日（木）以降に振出された手形・小切手は、当座預金からのお支払いが出来ません。

(2) 他金融機関を支払いとする手形・小切手の入金受付終了

**受付終了日 2027年3月31日（水）**

\* 2027年4月1日（木）以降、他金融機関を支払地とする手形・小切手の入金受付を終了いたします。

2. 「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた当金庫の取組

実施している取組・予定	実施時期
当座預金口座開設の新規受付停止	2025年 1月～
2027年4月以降を期日とする「手形・小切手の代金取立の受付停止」	2025年 1月～
当座勘定払戻請求書の制定	2025年11月～
手形・小切手帳の発行停止	2026年 4月